

堺ク管第518号
令和6年10月4日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市環境局
環境事業部長

クリーンセンターへの家庭ごみ自己搬入に関する事前受付制度の導入
及び搬入可能日の変更について（お知らせ）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市環境行政にご協力を賜りありがとうございます。

このたび、クリーンセンターへの自己搬入車両台数の平準化や不適正搬入の防止、自己搬入を行う市民の利便性向上を図るため、クリーンセンターへの自己搬入による家庭系ごみの事前受付制度を導入しますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、合わせて毎年12月29日、30日、31日及び令和7年4月からの全日曜日について、クリーンセンターへの受入を停止いたします。

記

1 制度概要

(1) 事前受付方法

堺市電子申請システムにて受付

(2) 実施対象者

市内の家庭系ごみの自己搬入者

(3) 開始時期

令和6年11月1日 から

ただし、令和6年11月と12月の2か月間は試行期間とし、事前受付せずに来場した場合でも事前受付者を優先しつつ混乱が生じないよう搬入を可能とします。

2 今後のスケジュール

令和6年10月上旬から	市民周知開始
令和6年11月1日から	事前受付制度導入（試行期間）
令和7年1月1日から	事前受付制度本格導入
令和7年4月1日から	日曜日の家庭ごみの自己搬入を停止

（問合せ先）堺市 環境局 環境事業部 クリーンセンター管理課
（担当 高田、瀨平）

〒599-8102 堺市東区石原町1丁102番地

TEL (072) 252-0815 FAX (072) 251-9646